



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔告示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があつた件

(総務五八、六〇)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があつた件

(同五九、六一)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があつた件

(中央選挙管理会四、五)

○畜舎等に係る基準の特例の細目の一
部を改正する件(消防庁四)

○日本国に帰化を許可する件

(法務六〇)

○畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件の一部を改正する件

(農林水産・国土交通一)

○昭和四十九年九月環境庁告示第六十
四号(環境大臣が定める排水基準に
係る検定方法)の一部を改正する件

(環境一一)

○海上における射撃訓練を実施する件
(防衛五七・五九)

○都市計画に関する件

(東北地方整備局三三、三四)

○道路に関する件
(関東地方整備局七七)

○無人航空機の登録講習機関及び登録
更新講習機関に関する省令の一部を
改正する省令(国土交通一九)

(厚生労働四一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔内閣〕

〔叙位・叙勳〕

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

〔裁判所〕

関東地方整備局公示(関東地方整備局)
北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)

〔公告〕

〔諸事項〕

官庁

財團、特定保険募集人の所在の確知等、酒類の地理的表示を指定する件

関係

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第四九号)(内閣府本府)

1 令和五年等に発生した豪雨、地滑り、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2 特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

(一) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助措置

(二) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の措置

(三) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(四) 中小企業信用保証法による災害関係保証の特例

(五) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

1 令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第五〇号)(内閣府本府)

1 令和五年八月一二日から同月一七日までの間の暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に鳥取県八頭郡八頭町の区域を追加することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

○中央選舉管理会告示第五号		異動の届出	他の政治団体の名称	新	日
衆議院比例代表選出議員の選舉における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件	議員の選舉における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があつたの	令和六年一月	教育無償化を実現する会	本部の所在地	東京都千代田区永田町二一七一七一五八
(十)の車両の燃料 (消防法 (昭和三十六年法律第六号) 第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る)	(九)の車両の燃料 (消防法 (昭和三十六年法律第六号) 第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る)	令和六年三月十三日	他の政治団体の名称	本部の所在地	東京都千代田区永田町二一七一七一五八
異動の届出	異動の届出	令和六年一月	みんなでつくる党	本部の所在地	東京都千代田区永田町二丁目九一六十金
年月日	年月日	令和六年一月	みんなでつくる党	本部の所在地	東京都千代田区永田町二丁目九一六十金
異動事項	異動事項	令和六年一月	みんなでつくる党	本部の所在地	東京都千代田区永田町二丁目九一六十金
新	新	令和六年一月	みんなでつくる党	本部の所在地	東京都千代田区永田町二丁目九一六十金
改	改	改	改	前	前
第一 特例を適用する蓄舎等	第一 [同上]	第一 [同上]	第一 [同上]	第一 [同上]	第一 [同上]
[一・二 路]	[一・二 回上]	[一・二 回上]	[一・二 回上]	[一・二 回上]	[一・二 回上]
三 規則第三十二条の三(第一項第四号の防	三 規則第三十二条の三(第一項第四号の防	三 規則第三十二条の三(第一項第四号の防	三 規則第三十二条の三(第一項第四号の防	三 規則第三十二条の三(第一項第四号の防	三 規則第三十二条の三(第一項第四号の防
火上支障がない物資及び車両として消防	火上支障がない物資及び車両として消防	火上支障がない物資及び車両として消防	火上支障がない物資及び車両として消防	火上支障がない物資及び車両として消防	火上支障がない物資及び車両として消防
庁長官が定めるものは、次のとおりとす	庁長官が定めるものは、次のとおりとす	庁長官が定めるものは、次のとおりとす	庁長官が定めるものは、次のとおりとす	庁長官が定めるものは、次のとおりとす	庁長官が定めるものは、次のとおりとす
る。ただし、〔から〔まで〕の物資及び〔	る。ただし、〔から〔まで〕の物資及び〔	る。ただし、〔から〔まで〕の物資及び〔	る。ただし、〔から〔まで〕の物資及び〔	る。ただし、〔から〔まで〕の物資及び〔	る。ただし、〔から〔まで〕の物資及び〔
の車両を同一の保管庫に保管する場合	の車両を同一の保管庫に保管する場合	の車両を同一の保管庫に保管する場合	の車両を同一の保管庫に保管する場合	の車両を同一の保管庫に保管する場合	の車両を同一の保管庫に保管する場合
は、〔れい〕を間仕切壁又は〔に〕によつて隔	は、〔れい〕を間仕切壁又は〔に〕によつて隔	は、〔れい〕を間仕切壁又は〔に〕によつて隔	は、〔れい〕を間仕切壁又は〔に〕によつて隔	は、〔れい〕を間仕切壁又は〔に〕によつて隔	は、〔れい〕を間仕切壁又は〔に〕によつて隔
て保管するといふ。〕	て保管するといふ。〕	て保管するといふ。〕	て保管するといふ。〕	て保管するといふ。〕	て保管するといふ。〕
[一・三 路]	[一・三 回上]	[一・三 回上]	[一・三 回上]	[一・三 回上]	[一・三 回上]
四 鶴卵その他の畜産物又はその加工品	四 [新説]	四 [新説]	四 [新説]	四 [新説]	四 [新説]
[一・九 路]	[一・九 回上]	[一・九 回上]	[一・九 回上]	[一・九 回上]	[一・九 回上]
(十)の車両の燃料 (消防法 (昭和三十六年法律第六号) 第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る)	(九)の車両の燃料 (消防法 (昭和三十六年法律第六号) 第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る)	令和六年一月	教育無償化を実現する会	本部の所在地	東京都千代田区永田町二一七一七一五八

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全體に付した傍線は注記である。	○法務省告示第六十号	左記の者の申請に係る日本国に帰化の生は、これを許可する。	○消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号) 第三十二条の三第一項第四号の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
附 記	附 記	附 訃	附 訃
王欣 昭和54年12月9日生	徐春穎 昭和57年1月26日生	王俊博 平成21年1月2日生	王怡然 平成23年3月12日生
住所 千葉県印西市牧の原6丁目6番地74	住所 千葉県印西市牧の原6丁目6番地74	住所 埼玉県入間郡越生町大字越生699番地1	住所 埼玉県入間郡越生町大字越生699番地1
加留貴美 平成8年11月6日生	消防署長官 原 邦彰	アミネル・イスラム・ムンナ 平成7年8月5日生	アミネル・イスラム・ムンナ 平成7年8月5日生
住所 大阪市西成区天下茶屋北1丁目6番8—208号	住所 大阪市西成区天下茶屋北1丁目6番8—208号	住所 埼玉県川口市川口5丁目1番3—202号	住所 埼玉県川口市川口5丁目1番3—202号
陳藝殿 平成4年1月8日生	デイン・ティ・フェン・トウ 昭和63年4月1日生	マンジュー・ラジャマ・ムンナ 平成元年12月22日生	マンジュー・ラジャマ・ムンナ 平成元年12月22日生
住所 大阪府八尾市志紀町西3丁目8番地	住所 大阪府八尾市志紀町西3丁目8番地	住所 埼玉県ふじみ野市新田1丁目4番26号	住所 埼玉県ふじみ野市新田1丁目4番26号
ジエラ・メイ・アシェルト 平成17年3月21日生	ジエラ・メイ・アシェルト 平成17年3月21日生	李正一 昭和50年6月9日生	李正一 昭和50年6月9日生
住所 東京都府中市八幡町1丁目3番地1	住所 富士市婦中町速星633番地4	住所 富士市婦中町速星633番地4	住所 富士市婦中町速星633番地4
鄭真介 昭和54年12月31日生	李甲蓮 昭和29年1月23日生	鄭真介 昭和54年12月31日生	鄭真介 昭和54年12月31日生
住所 大阪市天王寺区上本町9丁目6番29—802号	住所 大阪市阿倍野区北畠3丁目6番19—212号	住所 福岡市博多区東光寺町1丁目1番8—303号	住所 福岡市博多区東光寺町1丁目1番8—303号
月19日生	月19日生	月19日生	月19日生
グエン・ティ・フォン 平成元年7月2日生	グエン・チュオン・サン 昭和63年9月20日生	張慶大 平成2年10月13日生	張慶大 平成2年10月13日生
グエン・ホアン・ティエン・ミン 平成29年11月1日生	グエン・ホアン・ティエン・ミン 平成29年11月1日生	住所 神戸市中央区若菜通6丁目4番24—603号	住所 神戸市中央区若菜通6丁目4番24—603号
住所 大阪市阿倍野区北畠3丁目6番19—212号	住所 大阪市阿倍野区北畠3丁目6番19—212号	金梨花 平成6年7月18日生	金梨花 平成6年7月18日生
張程皓 平成15年11月28日生	張程皓 平成15年11月28日生	住所 東京都品川区南大井1丁目2番6—205号	住所 東京都品川区南大井1丁目2番6—205号
住所 横浜市中区桜袋3番地1	住所 横浜市中区桜袋3番地1	ウー・リッティー 平成元年12月21日生	ウー・リッティー 平成元年12月21日生
徐鼎昌 昭和37年4月13日生	徐鼎昌 昭和37年4月13日生	住所 東京都江戸川区西葛西7丁目14番12号	住所 東京都江戸川区西葛西7丁目14番12号
住所 石川県金沢市森山2丁目12番12号	住所 石川県金沢市森山2丁目12番12号	バウ・ナパロ・ヘロナ 昭和61年9月5日生	バウ・ナパロ・ヘロナ 昭和61年9月5日生
アケンティエブ・マキシム 平成8年3月5日生	アケンティエブ・マキシム 平成8年3月5日生	住所 岐阜市琴坂3丁目10番26—1号	住所 岐阜市琴坂3丁目10番26—1号
胡正軒 昭和62年1月20日生	胡正軒 昭和62年1月20日生	日生	日生

住所 愛知県小牧市大字上末563番地1 ジエシカ・ユミ・サトウ 平成8年1月6日生	住所 千葉県松戸市東平賀539番地3 玄貞兒 昭和54年1月16日生	住所 大阪市城東区放出西1丁目2番51-1304号 高京子 昭和25年12月13日生	住所 大阪市東淀川区小松5丁目7番4号 金チユジヤ 平成11年2月28日生	住所 大阪市住之江区中加賀屋3丁目12番19号 岩本節子 昭和26年12月5日生	住所 大阪市東成区大今里西1丁目30番18-306号 大島千鶴 平成11年2月28日生
住所 大阪市天王寺区玉造元町8番4-3005号 李泰豫 昭和40年12月16日生	住所 金靖子 昭和48年2月5日生 李康臣 平成19年12月11日生	住所 李梨名 平成22年3月22日生	住所 金英輝 昭和60年10月22日生	住所 金靖子 昭和38年1月31日生	住所 金靖子 昭和38年1月31日生
住所 大阪市東淀川区豊里1丁目9番16-408号 徐年子 昭和55年1月15日生	住所 大阪市都島区友渕町1丁目3番11-815号 辻公胤 昭和55年1月15日生	住所 大阪市西成区梅南2丁目3番19号 金美愛 昭和60年2月22日生	住所 群馬県桐生市境野町7丁目206番地4 イディガハウエラ・ガマゲ・ラシュミカ・パサン・マドゥランガ 平成7年3月18日生	住所 群馬県桐生市境野町7丁目206番地4 オスマン・アブラシヤ 平成9年3月12日生	住所 群馬県桐生市境野町7丁目206番地4 ゴク・サンクトス・ルーカス 平成10年6月12日生
号	号	号	号	号	号

住所 神奈川県秦野市桜町1丁目1番18号 鄧新華 昭和47年3月16日生	住所 横浜市鶴見区東寺尾5丁目5番43-502号 アルナ・ローラ・スダ 昭和30年1月31日生	住所 岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3132番地 齊雪彦 昭和58年11月5日生	住所 愛知県安城市東別所町成新郷1番地181 張瓊 昭和57年4月20日生	住所 神戸市長田区戸崎通1丁目4番16号 安彩恵 平成5年6月20日生
住所 兵庫県尼崎市建家町28番地 朴正子 昭和18年10月31日生	住所 茨城県水戸市元吉田町1444番地40 ディア・スリスティアンティアス 昭和44年7月18日生	住所 福岡県小郡市寺福童871番地7 ビカス・チエトリ 平成元年6月25日生	第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない物資は、次に掲 げるものとする。	農林水産大臣 坂本 哲志 国土交通大臣 斎藤 鉄夫
住所 千葉県船橋市味が丘1丁目30番7号 ピニン・チエトリ 令和2年3月19日生	住所 千葉県船橋市味が丘1丁目30番7号 チエリー・ワイン 昭和47年3月27日生	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない物資は、次に掲 げるものとする。	○農林水産省告示第一号 畜産等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第六十二条 第八号の規定に基づき、令和五年農林水産省告示第一号（畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管 しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない 車両及び当該車両に付随する物資を定める件）の一部を次のように改正する。
六一九 （略）	六二〇 （略）	五五五 鶏卵その他の畜産物又はその加工品	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	令和六年三月十二日
七	八	五五五 鶏卵その他の畜産物又はその加工品	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	農林水産大臣 坂本 哲志 国土交通大臣 斎藤 鉄夫

改	正	後	改	正	前
○環境省告示第十一号 排水基準を定める省令（昭和四十六年總理府令第三十五号）第一条の規定に基づき、昭和四十九年 九月環境省告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を次のよのに改正）、 令和七年四月一日前から適用する。	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	第一 畜産業用車庫の用途に供する部分に保 管しても防火上支障がない車両は農業用ト ラクター、トラクターショベルその他の畜 産經營に必要な車両とし、当該車両に付隨 する物資は次に掲げるものとする。	○農林水産省告示第一号 畜産等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第六十二条 第八号の規定に基づき、令和五年農林水産省告示第一号（畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管 しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない 車両及び当該車両に付隨する物資を定める件）の一部を次のように改正する。
四十 大腸菌数 下水の水質の検定方法に關 する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令 第一号）に規定する方法	四十 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に關 する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令 第一号）に規定する方法	四十 大腸菌数 下水の水質の検定方法に關 する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令 第一号）に規定する方法	四十 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に關 する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令 第一号）に規定する方法	四十 大腸菌数 下水の水質の検定方法に關 する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令 第一号）に規定する方法	四十 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に關 する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令 第一号）に規定する方法
八	九	十	十一	十二	十三

この指示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第十一号
排水基準を定める省令（昭和四十六年總理府令第三十五号）第一条の規定に基づき、昭和四十九年
九月環境省告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を次のよのに改正）、
令和七年四月一日前から適用する。

第一次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のよのに改める。

第一次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のよのに改める。

第一次により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のよのに改める。